

○財務省告示第二百二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年五月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第二百二十
三回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ
ハ
・別債行争非者特国札非
第参市及入価者・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入

入価法入
札格競
発競争
行争の

各申込みのうち応募価格の高低
も申込みのそのうち応募価格の
当てる。その応募額を順次割り
各申し込みの応募額を案分より
割り当てると
各債市場特別参加者のごと
各国債市場特別参加者のごと
募限度額を定め

争入札発行「と
市場特別参加者・第II非
るもに
参加者のごとに
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に「入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行「と
「国債市場特別参加者・第I非
を定めるも
場特別参加者のごとに
であつて、財務大臣が各国債市
競争入札発行「と
競争入札発行「と
とすられる発行（以下「非
て得られる価格をその発行（以下「非
価格を募入額により加重平均し

		十 十			九 八				七								
ロ		イ 一			振 額 最		二		ハ								
国 債 市 場	札 債 行 入	非 競 争 入	入 札 行	価 格 競 争	発 行 価 格	行 行 日	低 額 面 金	行 入 札 発 行	争 非 者 特 国 債 市 場	行 入 札 発 行	争 非 者 特 国 債 市 場	札 債 行 入	非 競 争 入	入 札 行	価 格 競 争	込 金 額	行 入 札 発 行
	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	格 十 九 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九	平 成 二 十 七 年 五 月 二 十 一 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	五 万 円		八 百 六 十 一 億 円			千 九 百 七 十 六 億 円	十 億 円	二 兆 三 千 六 億 六 百 五 十 九 万 円			

十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

初期利子
第二期以後の利子
償還金額
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

平成二十七年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成三十三年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十七年五月二十一日